「落札車両の手続き」

1. 登録ナンバー付き車両の場合

・車両の書類を受領後、当該オークション開催日の翌月末まで（名義変更の期限が指定されている場合は指定日まで）に名義変更手続きを完了し、速やかに検査証の写しをオークション主催会社へ提出。

・今年度の残り自動車税をオークション主催会社へ仮納税（自税預かり）。

※自税預かり：落札車両台、成約落札料と共に自動車税相当分として請求される（軽：一律一万円）。また、落札後の車両手続き内容によって処理が異なる。

1. 移転登録（名義変更）を行う場合

【買注文側】

・手続き完了後、新しい車検証をオークション主催会社へFAXし、移転登録完了を伝える。

・自税預かり分は出品者へ返金されない。残月分の自動車税として納税される。

【売注文側】

・落札者が移転登録を完了した後、オークション主催会社より移転登録完了の連絡を受ける。

・オークション主催会社を経由して、落札者から自税預かり金が支払われる。

1. 抹消登録（廃車）  
   ※抹消（ナンバーを返納）……再登録可能。

※廃車……再登録不可。

【買注文側】

・手続き完了後、抹消登録を証明する書類をオークション主催会社へFAXし、抹消登録完了を伝える。

・落札時に支払った自動車税の預かり金が落札者へ返金（還付）される。

【売注文側】

・落札者が抹消登録完了した後、オークション主催会社より廃車連絡を受ける。

・抹消登録の完了がオークション開催と同月であった場合、自動車税の還付はなし。

・移転登録（名義変更）、または抹消登録（廃車）は基本的に即行う。その際、手続きは営業担当者が行う。

1. 登録ナンバーが既にない（抹消登録済）車両の場合

課税されない。特に必要な処理はなし。